

## ガス体エネルギー改革勉強会（第4回） 議事要旨

1. 日時：平成13年5月21日（木） 16:00～18:00
2. 場所：(財)エルピーガス振興センター 会議室
3. 出席委員  
石井（晴）委員長、浅野委員、阿部委員、石井（誠）委員、大内委員、小澤委員、倉持委員、重松委員、末光委員、竹沢委員、伊達委員、手嶋委員、西田委員、村田委員、矢野委員
4. 議題  
意見表明  
消費生活相談からLPガス問題を考える 大内委員  
LPガス販売店に期待すること 村田委員  
事務局からの説明  
新しいガス市場規制のあり方に関する論点について
5. 議事次第  
(1) 開会に続き、大内委員より資料1に基づき説明があり、その後、以下のような質疑応答がなされた。  
  
全国の消費者からの相談をパイオネットというシステムで集計しているということだが、LPガス業界に関しての相談や苦情は、この首都圏で全体の何パーセントぐらいか。  
  
(大内委員) 東京都はメコニスというシステムを独自に持っており、以前はその数字を出していたが、トラブルがあって現在は公表していない。そのデータを見れば分かるが、今この場では資料がないので分からない。  
  
推測するに、法律改正があった後、首都圏ではブローカーが出てきており、それ以来相談、苦情が増えているのではないか。5年ぐらいのデータがあれば、どういうカーブで増えてきたのか、参考のために知りたいと思う。機会があれば教えていただきたい。  
  
(大内委員) 全国消費生活相談員協会や国民生活センターでは、事業者に頼まれて数字を読み取ったり、アンケートをとったりしているが、今までデータがない。今回は個人的にやったが、きちっとデータをとるためにはいろいろな方法があるということが分かってきた。

接客対応の件だが、LPガス業界の場合顧客に接するのは販売員、それに最も多く接するのは配送員だと思う。苦情、相談では、どちらが対応していたのか分かれば非常に参考になる。

LPガスの相談内容別件数の数値については、LPガスと都市ガス、また水道も含まれて光熱水品という理解でよいか。

(大内委員) 光熱水品の中にはエネルギー全般というのがあるが、それには電気、ガスは都市ガスとプロパンガス、石油はガソリン、灯油、軽油、重油、ナフサ、それから水道水と他の水、ミネラルウォーターは入っていない。他の光熱水品ということでは電池、固形燃料、アルコール燃料、薪、炭、ろうそく、ドライアイス、氷、助燃剤、着火剤、そのほか温泉の湯、マンションの光熱源供給システム、これらが全て入っている。

平成11年度におけるプロパンガスの相談件数が1050とあるが、都市ガスは何件ぐらいか。

(大内委員) プロパンガスの場合は、警報器が別に住居品として別になっている。都市ガスの中には警報器もマイコンメーターも入って127件である。プロパンガスについては自由契約であるため、相談があるのは当然だと思っており、一概には都市ガスに対する数字とは比べられない。

自由競争なのでクレームがあってもおかしくないが、自由競争で競い合っているとということをもっとアピールする必要があるのではないか。

消費者センターの相談員もいろいろでスタンスも良いとは言えない場合もあり、協会の相談所に依頼しているケースが多くある。そこで協会の相談所をお願いしたいのは、その結果をフィードバックしてもらえれば、その結果相談への対応が充実していくということにもなる。

(2) 続いて、村田委員より資料2に基づき説明があり、その後、以下のような質疑応答がなされた。

販売業者というのは零細な企業が非常に多い。検針票の形式も手書きのところもハンディターミナルを使っているところもある。東京電力や東京ガスのような立派なものを作ると経費倒れになることもあるし、ガス代に転嫁されるということにもなる。従って、そういったものがなかなか進まないという現実があることも話しておきたい。

(3) 続いて、事務局高橋課長補佐より資料3-1、3-2、3-3に基づき説明を行い、その後以下のような質疑応答がなされた。

(石井委員長) 論点案のガス小売業のところ、都市ガスとしては家庭用は自由化すべきではないということだが、何かコメントはないか。

自由競争の中で選択するということが国民性の中で根付いていないということがあって、一概に自由化がいいとは言にくい。だが自由化されているLPガスについては今までどおり進めていただきたい。

都市ガスについては供給区域のところクリアーにならないと、自由化は難しいというか、選択する方としても難しいのではないか。

当初ガス事業法ができた時は、都市ガスとプロパンガスでは世界が違っていた。現在の論議は単にガス事業法の改正ということではなく、都市ガス、LPガスが2分している中でガス体エネルギー全体としてどのような姿を描くかということであり、新しい設計を考えるべきである。従って、供給区域があるから、あるいは家庭用をどうするというような議論ではないと思う。それぞれ国民生活における必要物資であり、消費者利益を確保することを基本に、自由競争という体制の中で、どういったあり方が良いのかという、もっと根本的なことを考えるべきである。事業者はどうしても自己の利害に引っ張られる。本来は利害関係のない中立的な委員が絵を描き、自由にしたら困るというようなことではなく、こうやったら自由にできるというようなことから議論すべきである。都市ガス、簡易ガス、LPガスの関係などという話しは10年先を考えたら出るはずがないのではないか。だから論点整理されたことを採り上げてやっていくとすれば、効果なしとは言わないが、うまく報告がまとまるのか危惧される。

書面交付を見直したらどうかという話があったが、書面交付は当初立法した時は保安のためであった。取引の適正化も入っていたがメーター売りか、重量売りかを明らかにしようという程度でしかなかった。保安のために販売業者に調査義務を課した。これは少しいき過ぎで、消費者は保安については分からないだろうから販売業者がやってくれということで、法律を作った時には一部の業者からは大反対があった。また、調査義務を口実に常に消費者のところ顔を出し、商売上の信頼を得られたということで、一部の先見の業者からは歓迎されたケースもあった。それがいつの間にか取引適正化が強調されてきた。所有権の区分とかいろいろ入ってきた。その時に交付書面

を使うのではなく、抜本的な考え方をすべきであった。安易に交付書面を利用しているうちに契約なのか、通知なのか分からなくなっている。今は時代が変わって消費者契約法もできているのであるから、書面交付を見直して保安を含めて契約を徹底したらいい。場合によっては書面交付はなくしてもかまわない。この部分はむしろ液石法の問題点ということで研究すべき課題として提起したい。

新しいガス市場のあり方、基本問題研究会の論点整理ということで説明を受けたが、非常に幅が広く、時間内で一つ一つに対する意見を言うのは困難である。総論的に言えば、電気事業とか都市ガス事業、LPガス事業という捉え方ではなく、一次エネルギーとしてのガス体エネルギーとして、どうあるべきか考えていくべきである。研究会の方には電気事業者、都市ガス事業者、LPガス事業者、学識経験者などの方が委員として出ておられるが、やはり自分達が携わっている業界としての主張が出てくるかと思う。それを調整していくのは大変なことと思うが、仮に民間に任せたとしたら、まとまりがつかないだろう。論点に対して元売り、卸、販売事業者などLPガス事業者としていろいろな意見はあるだろうが、限られた時間内で意見を言うのは難しい。

(伊藤石油流通課長) 消費者の皆さんがLPガス産業を批判もしつつ、強くサポートしていただいていることについて、大変心強く思う。行政の立場からすればいろいろな個別の問題まで含めて、逐一行政が直接介入するというよりは、消費者団体やNPOというかたちで活動されている成果をうまく行政にビルトインしていく、最終的な強制権限は役所で担保する必要があるわけで、その連携の方法というの、知恵を拝借しながら考えていきたい。

今回この場でガス市場整備基本問題研究会の議論を紹介をさせていただき、時間の許す範囲内で意見をいただきたいと思ったのは、いわゆる市場整備研の方が、今週の木曜日から具体的な論点について議論を深めていこうということになっており、その中でLPガス業界にあり、かつ公平な方に入っただいて、大所高所から議論いただいているわけだが、そうした成果をこの勉強会に紹介するとともに、広く業界や関係者の皆さんがどう考えておられるのかという点を、あるいは整備研の方に委員として出られる方にも聞いていただく中で、我々としてもそれを踏まえて対応することが有効ではないかということで、今回提起したものである。

因みに論点が多すぎるのでないかということは、指摘のとおりだが、それは前回の整備研がまさにそういうとりまとめをしたということであって、次

回の整備研ではこのうちのガスパイプラインという部分についての具体的な議論が始まるということを紹介するとともに、その点についてもし時間の許す範囲内で指摘があればいただきたい。そうした論点毎に議論が進んでいくという方向を示すとともに、このような機会を通じて、意見をいただければと思っている。勉強会の各委員のご賛同をいただく必要があるが、今後整備研の方も毎月1回ずつ大体ここにある目次毎に論点を提起していくことになると思うので、前回の整備研についてこの項目ではこういう意見があった、次回の整備研ではこの点を中心に議論をするという流れの中で、論点毎に指摘をいただければありがたい。

論点の整理の方法についても意見があったが、これについては役所のプロセスであり、大所高所からのグランドデザインということについての議論と、利害関係を持つ方の調整のプロセスというのを同時並行的に進めていかざるを得ないと認識している。ただ正式の審議会ではなく研究会ということなので、グランドデザインの方にウェートを置いて運営をしていきたいと思っているが、利害調整の面というのも全く無視はできないという点は申し上げる必要があると思う。ただ方法についても事務局としても工夫をしようとしており、例えば次回のガスパイプラインについての論点整理というのは、学識経験者の目から見たグランドデザインを示してもらおうというところから議論を始めようと思っている。即ち研究会の始まる前に各利害関係者と調整をしてということではなく、まさにその学識経験者の方が見たグランドデザインをまず示してもらおうというような工夫をしているという点についてはご理解をいただきたい。

いずれにせよ議論を進めていく必要があるわけで、こういうふうにしたらいいいのではないかと、あるいは取りまとめ方でこの点をこうしたらいいのではないかと意見があれば、私どもが伺って整備研の運営の方にも活用していきたいと思うので、そういう意味でもこの勉強会の成果というか議論を大変期待をしている。

(石井委員長) ガス市場整備基本問題研究会も月1回開催というように、精力的に進めていくということであるし、説明いただいた項目一つ一つがLPガス業界にとって大変重要な問題も多く、是非忌憚のない意見、要望を出していただき、この勉強会も整備研の方へ意見を述べる機会としても活用していただきたい。

(伊藤石油流通課長) 今日は時間の関係でパイプライン事業について、具体的な意見を伺うことができなかったが、次回がパイプライン事業で、恐らくそ

の次がガスターミナル、場合によってはガス卸業ということで進んでいくので、次回の勉強会ではそのあたりを中心に意見をいただければ大変ありがたい。

この時間の範囲ではとても議論できないし、意見を言うこともできない。十分な時間を取って、それぞれの立場での意見を述べ、お互い意見交換をしていくということでないか、勉強会の意味がないのではないか。

(伊藤石油流通課長) 今の指摘を重く受け止め、次回以降の勉強会の運営については委員長及び事務局と打ち合わせをし、かつ各委員から今後の運営のあり方について意見を伺い、それをベースに再検討するという対応させていきたい。

(石井委員長) 時間の配分等を検討したいので時間をいただきたい。次回以降、できるだけ多くの委員の意見をいただけるようなかたちで進めたいと思うのでご協力願いたい。

以上

(本議事要旨は暫定版のため、今後修正がありえます。)